

# 兵庫県公報

平成28年5月24日 火曜日 第2800号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧（漁港課）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	4
○ 港湾法第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶等（港湾課）	4
<b>公 告</b>	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 同上（同）	6
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	8
○ 同上（同）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	11
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	12
<b>監査委員告示</b>	
○ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者	12
<b>正 誤</b>	
○ 平成28年5月10日付け兵庫県公報第2796号中	12

## 告 示

### 兵庫県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

### 神戸市長坂土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	西 中 義 彦	神戸市西区伊川谷町長坂546番地
同	松 下 元 治	同 市同区伊川谷町長坂416番地の2
同	重 塚 政 雄	同 市同区伊川谷町長坂597番地
同	松 下 敏 朗	同 市同区伊川谷町長坂588番地
同	松 下 榮	同 市同区伊川谷町長坂570番地の1
同	北 井 健 一	同 市同区伊川谷町長坂141番地
監事	森 金 勝	同 市同区伊川谷町長坂146番地
同	池 田 耕 治	同 市同区伊川谷町長坂137番地

#### 就任役員

役員の区分	氏名	住 所
-------	----	-----

理 事	北 井 博 士	神戸市西区伊川谷町長坂520番地の1
同	清 水 忠 彦	同 市同区伊川谷町長坂132番地
同	赤 松 常 男	同 市同区伊川谷町長坂934番地
同	松 下 勇	同 市同区伊川谷町長坂538番地
同	北 井 健 一	同 市同区伊川谷町長坂141番地
同	西 中 義 彦	同 市同区伊川谷町長坂546番地
監 事	松 下 忠 義	同 市同区伊川谷町長坂589番地
同	重 塚 光 男	同 市同区伊川谷町長坂888番地の5

## 山崎土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 氏 名

永 濱 昭

水 井 静 则

永 濱 博

松 井 賢次郎

永 濱 省 三

東 畑 耕 司

西 山 正 司

有 田 孝

西 本 家 康

上 原 茂

高 田 安 和

山 本 昇

高 田 国 男

河 本 好 弘

赤 山 道 明

## 住 所

姫路市飾東町山崎698番地1

同 市飾東町山崎706番地

同 市飾東町山崎576番地の1

同 市飾東町山崎502番地

同 市飾東町山崎402番地

同 市飾東町山崎620番地

同 市飾東町山崎1118番地

同 市飾東町山崎1261番地の2

同 市飾東町山崎1146番地

同 市飾東町山崎1211番地

同 市飾東町山崎1208番地

同 市飾東町八重畑838番地

同 市飾東町山崎1236番地

同 市飾東町八重畑884番地

同 市飾東町山崎464番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 氏 名

永 濱 昭

水 井 静 则

尾 田 秀 彦

永 濱 博

松 井 賢次郎

永 濱 省 三

東 畑 耕 司

西 山 正 司

有 田 孝

西 本 家 康

上 原 茂

高 田 安 和

山 本 昇

高 田 国 男

河 本 好 弘

赤 山 道 明

## 住 所

姫路市飾東町山崎698番地1

同 市飾東町山崎706番地

同 市飾東町山崎465番地

同 市飾東町山崎576番地の1

同 市飾東町山崎502番地

同 市飾東町山崎402番地

同 市飾東町山崎620番地

同 市飾東町山崎1118番地

同 市飾東町山崎1261番地の2

同 市飾東町山崎1146番地

同 市飾東町山崎1211番地

同 市飾東町山崎1208番地

同 市飾東町八重畑838番地

同 市飾東町山崎1236番地

同 市飾東町八重畑884番

同 市飾東町山崎464番地

## 岡土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

## 氏 名

西 澤 秀 勝

宮 本 忠 司

岸 本 一 幸

## 住 所

加古郡稲美町岡544番地

同 郡同 町岡163番地

同 郡同 町岡422番地

同	木 下 英 和	同 郡同	町岡666番地
同	澤 田 秀 勝	同 郡同	町岡1933番地
同	竹 中 正 巳	同 郡同	町岡932番地の1
同	松 本 政 幸	同 郡同	町岡306番地
同	吉 田 勝 美	同 郡同	町岡316番地
同	藤 本 進 一	同 郡同	町岡1420番地
同	山 本 幸 照	同 郡同	町岡1730番地
同	丸 山 茂	同 郡同	町岡971番地の2
同	竹 元 利 幸	同 郡同	町岡953番地の2
同	平 山 善 弘	同 郡同	町岡2274番地の5
同	平 山 一 雄	同 郡同	町岡2283番地の1
同	大 村 康 幸	同 郡同	町岡2344番地
同	山 脇 敏 昭	同 郡同	町岡2293番地
監 事	池 田 博 美	同 郡同	町岡656番地
同	田 中 米 八	同 郡同	町岡1982番地の3
同	岩 林 修	同 郡同	町岡1366番地

就任役員

役員区分

	氏 名	住 所
理 事	西 澤 秀 勝	加古郡稲美町岡544番地
同	宮 本 忠 司	同 郡同 町岡163番地
同	竹 内 博 之	同 郡同 町岡2755番地の1
同	木 下 英 和	同 郡同 町岡666番地
同	澤 田 敏 光	同 郡同 町岡1519番地の2
同	竹 中 正 巳	同 郡同 町岡932番地の1
同	梅 本 正 巳	同 郡同 町岡1538番地の1
同	藤 本 肇	同 郡同 町岡322番地の2
同	田 口 謙 三	同 郡同 町岡1395番地の4
同	丸 山 重 吉	同 郡同 町岡1348番地の3
同	松 山 宏 司	同 郡同 町岡1163番地の3
同	阪 田 栄	同 郡同 町岡1014番地の2
同	西 川 知 一	同 郡同 町岡2307番地の1
同	小 村 武 司	同 郡同 町岡2205番地
同	大 村 康 幸	同 郡同 町岡2344番地
同	山 脇 敏 昭	同 郡同 町岡2293番地
監 事	池 田 博 美	同 郡同 町岡656番地
同	山 本 繁	同 郡同 町岡366番地
同	米 田 敏 巳	同 郡同 町岡1713番地の1



兵庫県告示第552号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、沼島地区における特定漁港漁場整備事業計画を策定したいので、同条第4項の規定により当該事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成28年 5月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類の名称  
沼島地区特定漁港漁場整備事業計画の案
- 2 縦覧期間  
平成28年 5月24日（火）から同年 6月13日（月）まで
- 3 縦覧場所  
兵庫県農政環境部農林水産局漁港課及び兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所

兵 庫 県 告 示 第 553 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成28年 5月24日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成27年兵庫県告示第223号により指定した区域（伊丹市北本町3丁目89番1、45番1の各一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵 庫 県 告 示 第 554 号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶及び仮設工作物等について、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年 5月24日

東播磨港港湾管理者 兵 庫 県

代表者 兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

- 1 保管した船舶及び仮設工作物等  
別表のとおり
- 2 当該船舶及び仮設工作物の保管の場所  
明石市二見町南二見地先 東播磨港二見地区公共ふ頭（荷捌地）
- 3 保管した船舶及び仮設工作物等の返還の手続  
保管した船舶及び仮設工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、東播磨県民局加古川土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表

- (1) 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	保管した船舶の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した船舶が放置されていた場所	撤去した年月日時	備考
	名称（船名）	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種 類	外色・内色					
1	船舶(KAZE)	7.00×2.00	1隻	260-25062	明石市二見町東二見字一番地1836番地先防波堤（東）西側	平成28年 3月22日14時	
	汽船	白・白				同 日16時	

- (2) (1)以外の船舶

整理番号	保管した船舶の名称、種類、形状及び数量			保管した船舶等が放置されていた場所	撤去した年月日時	備考
	名称（船名）	長さ(m)×幅(m)	数量		保管を始めた年月日時	
	種 類	外色・内色				

2	船舶	8.20×1.80	1隻	明石市二見町東二見字二番地2032番地先東二見橋橋梁東側南防波堤西側	平成28年3月22日9時	
	汽船	白・白			同 日16時	
3	船舶	7.40×1.80	1隻	明石市二見町東二見字二番地2032番地先東二見橋橋梁東側南防波堤西側	平成28年3月22日10時	
	汽船	白・白			同 日16時	

(3) 仮設工作物等

整理番号	保管した仮設工作物等の名称、種類、形状及び数量			保管した仮設工作物等が放置されていた場所	撤去した年月日時		備考
	名称	形状	数量		保管を始めた年月日時		
	種類						
7	工作物	杭1本・ロープ1本	1式	明石市二見町東二見字二番地2032番地先東二見橋橋梁東側南防波堤西側	平成28年3月22日10時		
	係船施設				同 日16時		

公 告

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成28年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 和田コーポレーション	神戸市中央区小野柄通3丁目2番15号	平成28年3月31日



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年5月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ハローズ東姫路店  
 所在地 姫路市阿保甲7-33ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社ハローズ  
 住所 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号  
 代表者の氏名 佐藤利行
- 3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

4 変更年月日

平成28年 4月22日

5 届出年月日

平成28年 4月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年 5月24日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 9月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 5月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビエラ塚口

所在地 尼崎市上坂部一丁目36番14

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 J R 西日本不動産開発株式会社

住所 尼崎市潮江一丁目1番60号

代表者の氏名 近 藤 隆 士

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

J R 塚口駅ビル

イ 変更後

비에라塚口

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

未定11者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社千惣	大阪市住吉区苅田七丁目3番10号	岡 山 克 巳
株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3	中 島 康 信
株式会社成城石井	横浜市西区北幸二丁目9番30号	原 昭 彦

外4者

4 変更年月日

- 平成28年 4月 9日
- 5 届出年月日  
平成28年 4月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成28年 5月24日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成28年 9月26日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 5月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 イオン西宮店  
所在地 西宮市林田町51-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 名称 三井住友信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番 1号  
代表者の氏名 常 陰 均
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
- ア 変更前  
ダイエー西宮店
- イ 変更後  
イオン西宮店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- |       |                    |                     |         |
|-------|--------------------|---------------------|---------|
| ア 変更前 | 名称                 | 住所                  | 代表者の氏名  |
|       | 株式会社ダイエー           | 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1 | 近 澤 靖 英 |
|       | 株式会社ロベリア           | 東京都江東区越中島二丁目 1 番38号 | 柳 田 文 子 |
|       | 株式会社未来屋書店<br>外 3 者 | 千葉県美浜区中瀬一丁目 6 番地    | 羽 牟 秀 幸 |
| イ 変更後 | 名称                 | 住所                  | 代表者の氏名  |
|       | イオンリテールストア株式会社     | 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1  | 岡 崎 双 一 |
|       | 株式会社ロベリア           | 東京都江東区越中島二丁目 1 番38号 | 錦 戸 一 富 |
|       | 株式会社未来屋書店<br>外 3 者 | 千葉県美浜区中瀬一丁目 6 番地    | 羽 牟 秀 幸 |

- 4 変更年月日  
平成28年 3月 7日ほか
- 5 届出年月日  
平成28年 5月 2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年 5月24日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成28年 9月26日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 5月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ガーデンモール清和台  
所在地 川西市清和台東三丁目 1 番地 8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社りそな銀行  
住所 大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号  
代表者の氏名 東 和 浩
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - ア 変更前  
檜 垣 誠 司
    - イ 変更後  
東 和 浩
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町 8 番 7 号	加 藤 千 速
外未定		
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	大阪市北区角田町 8 番 7 号	梶 岡 俊 一
株式会社プレナス	福岡市博多区上牟田 1-19-21	塩 井 辰 夫
株式会社関西サプライ	川西市東畦野 5-10-6	坪 田 哲
外 6 者		
- 4 変更年月日

- 平成24年 6月22日ほか
- 5 届出年月日  
平成28年 4月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成28年 5月24日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成28年 9月26日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 5月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 フラワータウンショッピングセンター  
所在地 三田市弥生が丘 1 丁目 1 番地の 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称                 | 住所                   | 代表者の氏名  |
|--------------------|----------------------|---------|
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 三田市弥生が丘 1 丁目 2 番地の 1 | 常 松 貞 雄 |
| 株式会社サンフラワー         | 三田市弥生が丘 1 丁目 1 番地の 2 | 内 田 知 洋 |
- 3 変更事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- | 名称                | 住所                   | 代表者の氏名  |
|-------------------|----------------------|---------|
| 株式会社ダイエー          | 東京都江東区東陽 2 丁目 2 番20号 | 近 澤 靖 英 |
| 株式会社ジーフット         | 名古屋市千種区今池 3—4—10     | 神 谷 和 秀 |
| 株式会社手芸の丸十<br>外28者 | 加古川市加古川町中津448—1      | 畑 陽 介   |
- イ 変更後
- | 名称             | 住所                 | 代表者の氏名  |
|----------------|--------------------|---------|
| イオンリテールストア株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 岡 崎 双 一 |
| 株式会社ジーフット      | 名古屋市千種区今池 3—4—10   | 神 谷 和 秀 |
| 藤久株式会社<br>外28者 | 名古屋市名東区高社一丁目210番地  | 後 藤 薫 徳 |
- 4 変更年月日  
平成28年 4月 1 日ほか
- 5 届出年月日  
平成28年 4月20日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間  
平成28年 5月24日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限  
平成28年 9月26日

(2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー中央店  
所在地 伊丹市中央五丁目 3番38号

2 同法第 8 条第 1 項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

(1) 騒音対策

- ア 早朝、夜間におけるトラックの搬出入時の走行音、作業音等については、十分に配慮すること。
- イ 24時間稼働する室外機（特に住居側に近い設備）の騒音については、十分に配慮すること。
- ウ 駐車場の早朝、深夜の利用における近隣への騒音、光害、排気ガス等の対策を十分に行うこと。

(2) 廃棄物対策

- ア 当該建築物から発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条により、全て適正に自己処理すること。
- イ 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化に取り組み、廃棄物の削減に努めること。
- ウ 廃棄物保管庫の構造は、以下によること。
  - (7) 雨水対策や腐敗しないような措置を講じること。
  - (4) 廃棄物の区分ごとに適切に分別保管できるよう措置を講じること。
  - (6) 位置が変更前から住居寄りになっているため、臭気対策を十分に行い、飛散や流出、地下への浸透を防止すること。
  - (2) 害虫等が発生しないよう措置を講じること。
- エ 廃棄物収集時の安全確保や騒音について配慮すること。

(3) 交通対策

周辺道路（中央稲野町線）は、市内小学校の通学路となっているため、午前 7 時45分から同 8 時30分及び午後 3 時から同 5 時の時間帯は、特に児童の安全を確保するため、駐車場等の出入口に交通誘導員等の複数配置を希望する。

また、工事中はもちろんのこと、開店してからも多客の予想される繁忙期等には、駐車場等の出入口に交通誘導員等を配置されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間  
平成28年 5月24日から 1月間



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 5月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市谷町字ヲタ13番2、15番4、16番、17番2、18番2、19番1から19番4まで、21番6  
同 市西上野町字中平田66番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神崎郡福崎町西治860番3  
グローリープロダクツ株式会社 代表取締役 小 原 馨
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年 3月15日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－30号（27加西）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年 5月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

表尼崎市の項中

「

蓬川地域学習館	尼崎市西難波2丁目31-5
開明地域学習館	尼崎市開明町3丁目22
城内地域学習館	尼崎市大物町1丁目19-28

」

を

「

蓬川地域学習館	尼崎市西難波2丁目31-5
---------	---------------

」

に、

「

稲葉荘地域学習館	尼崎市稲葉荘1丁目3-26
宮前地域学習館	尼崎市塚口本町2丁目12-3
尾浜地域学習館	尼崎市尾浜町2丁目5-8

」

を

「

稲葉荘地域学習館	尼崎市稲葉荘1丁目3-26
----------	---------------

」

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第30号**

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 5月24日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

**公職選挙執行規程の一部を改正する規程**

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第73条第2項中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**監 査 委 員 告 示**

**兵庫県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等を告示する。

平成28年 5月24日

兵庫県監査委員  
藤 川 泰 延  
平 野 正 幸  
松 本 隆 弘  
小 西 隆 紀

氏 名	住 所	補助できる期間
井 堂 信 純	神戸市灘区篠原台22番3号	平成28年5月26日から 平成29年3月31日まで
高 橋 潔 弘	神戸市北区広陵町3丁目163番地の2	平成28年5月26日から 平成29年3月31日まで
井 堂 裕 功	神戸市中央区中山手通3丁目2番1—2301号	平成28年5月26日から 平成29年3月31日まで
岡 村 新 平	神戸市須磨区横尾3丁目9番地の5	平成28年5月26日から 平成29年3月31日まで
成 田 将 吾	神戸市灘区岩屋北町4丁目3番55—310号	平成28年5月26日から 平成29年3月31日まで
枝 川 哲 也	加古川市西神吉町大国760番地の106	平成28年5月26日から 平成29年3月31日まで
井 原 文 彦	姫路市辻井3丁目3番37号	平成28年5月26日から 平成29年3月31日まで

**正 誤**

○平成28年5月10日付け（兵庫県公報第2796号）

(大規模小売店舗の変更に関する届出) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から25	4 変更年月日 平成28年10月18日ほか	4 変更年月日 平成28年10月18日ほか 5 届出年月日 平成28年 4月 6日 6 届出及びその関係書類の縦覧場所 及び縦覧期間 (1) 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局 都市計画課及び淡路県民局洲本土 木事務所まちづくり建築課 (2) 縦覧期間 平成28年 5月10日から 4月間 7 意見書の提出期限及び提出先 (1) 提出期限 平成28年 9月12日 (2) 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局 都市計画課 〒650-8567 神戸市中央区下 山手通 5丁目10番 1号